

## 静岡県告示第344号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成31年4月9日

静岡県知事 川勝平太

### 1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

### 2 指定区域

静岡県掛川市上内田字王子2855番1、2855番3、静岡県掛川市上内田字平郷3277番180の一部、3277番182の一部、3277番183及び3277番184の一部 以上6筆